

～マル福(重度心身障害者、母子家庭・父子家庭)を受給されている方へ～ 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日までとなっています。7月1日から使用する新しい医療福祉費受給者証を、6月下旬に各受給者宛に送付します。7月以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、期限を過ぎた医療福祉費受給者証は個人情報などが記載されていますので、国保年金課へご返却いただくか、各自の責任において処分してください。

《ご注意ください！》

次に該当する方は国保年金課の窓口で手続きが必要です。

- ・令和7年1月1日以降城里町に転入された方
更新時に前住所地(令和7年1月1日現在)の令和7年度所得課税証明書が必要です。
- ・城里町外に居住する方の扶養になっている方
更新時に扶養義務者の令和7年度所得課税証明書が必要です。
- ・母子家庭・父子家庭で家族構成等に変更があった方
家族構成に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。変更により資格を喪失した場合には、医療費の一部負担金を返却していただくことがあります。
- ・重度心身障害者で、障害年金の等級が変更になった方
障害年金の等級に変更があった場合には、すぐに国保年金課へご連絡ください。

医療福祉(マル福、マル特)制度について

医療福祉(マル福、マル特)制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合の医療費一部負担金を助成する制度です。マル福は県と町の共同で、マル特は町単独で実施しています。

なお、保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成の対象外です。

■医療福祉(マル福、マル特)制度の申請はお済みですか？

マル福(マル特)は、制度の対象者であっても申請を行わなければ助成を受けることができません。

次の条件に該当される方は、国保年金課の窓口で申請を行ってください。

区 分		対 象 者
マル福	妊産婦	・母子手帳の交付を受けた妊産婦
	小 児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児 ※中学1年生～高校3年生相当は入院のみ
	重度心身障害者	・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が○A・Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方 ・精神障害者手帳1級の方等 ※65歳以上の方につきましては後期高齢医療制度の被保険者となられた方を対象とします。 ※令和6年4月1日から以下の手帳重複所持者もマル福対象者となりました ・身体障害者手帳4級かつIQ50以下の方 ・精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級 ・精神障害者手帳2級かつIQ50以下の方
	母子・父子家庭	・18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子
マル特	特例小児	・0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日(高校3年生相当)までの小児で、所得制限によりマル福対象外となった方 ・中学1年生～高校3年生相当の外来

※すべてのマル福制度には所得制限があります。マル特制度には所得制限がありません。

＜申請時に必要なもの＞

①加入保険のわかるもの(資格確認書等)②所得課税証明書(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方は、その市町村の所得課税証明書)③マイナンバーのわかるもの④障害の程度が確認できる書類(障害者マル福を申請する場合)⑤IQの数値がわかるもの(IQ50以下の証明が必要な方のみ)

【問合せ】 国保年金課 ☎ 029-288-3111(内線607)

自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助について

城里町では、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費の一部を補助いたします。

※補助金の申請については、必ず設置前となります。事前に以下のお問合せ先までご相談ください。

【補助対象者について】

補助金の交付対象となる方は次のいずれにも該当する方です。

- (1) 城里町に住所を有し、又は住所を有する見込みの方
- (2) 自ら居住し、若しくは居住しようとする町内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に補助対象設備を設置する方又は自ら居住するため、補助対象設備が設置された町内の新築住宅を購入する方
- (3) 町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない方
- (4) 本人又は同一世帯に属する方が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行っている方
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、本人又は同一世帯に属する方が、補助金の交付を受けていない方
- (6) 補助金の交付を申請した日の属する年度内2月末日までにすべての手続きを完了することができる方
- (7) 補助事業を実施する方が住宅の所有者でないとき、又は共有者がいる場合は、所有者及び共有者の同意が得られていること。

【申請期間】 令和7年6月2日(月)から令和8年1月30日(金)まで

(ただし、予算の上限に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了する場合があります)

※令和8年2月末日までに設置完了見込みであること

【補助金の額等について】 ・蓄電システム1設備 50,000円

対象になる設備は、次のいずれにも該当するものです。

- (1) 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、かつ、設置時に未使用であること。
- (2) 住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。
- (3) 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること。
- (4) 国が申請年度又はその前年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者（一般社団法人環境共創イニシアチブ）により登録されているものであること。

【申請先・問合せ】 町民課 環境・衛生 G ☎ 029-288-3111(内線113)

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十二回特別弔慰金のご案内

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

基準日 令和7年4月1日

対象者 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方、戦没者等の子、兄弟姉妹、三親等内の親族（甥、姪等）等

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わり、先順位のご遺族お一人に支給します。三親等内の親族は戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

必要書類 ①請求書 ②現況申立書 ③請求者の戸籍抄本（基準日以降発行のもの） ④請求者の本人確認書類 ⑤委任状および受任者の本人確認書類（請求者本人が来庁できない場合） ⑥その他（請求者の状況に応じて戦没者等の死亡当時の戸籍等）

支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

その他 請求書等のご用意、必要書類の確認に時間がかかる場合がありますので、事前に健康福祉課にお電話のうえでお来庁をお願いします。

【請求先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 029-353-7265(直通)

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

これまで戸籍に記載されていなかった氏名の振り仮名が、新たに記載されることになりました。

5月26日時点の情報をもとに、城里町に本籍のある戸籍の筆頭者宛てに、6月下旬から7月上旬頃に「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を発送しますのでご確認ください。

通知された振り仮名が認識と異なる場合は、令和8年5月25日までに届出を行う必要があります。正しい場合には届出をしなくても、通知された振り仮名が、令和8年5月下旬以降、順次戸籍に記載されます。

【手続き方法】

- 1 **マイナポータル** オンラインで届出ができ、原則窓口に行く必要がありません。
- 2 **窓口** 届書に記入し、本籍地もしくはお住まいの市区町村の戸籍窓口で届出をすることができます。
- 3 **郵送** 届書に記入し、本籍地の市区町村宛てに郵送します。

※届書はお近くの市区町村窓口または町ホームページで入手できます。

【よくある質問】

Q1 誰が手続きをすることができますか？

A1 ■氏の読み方が異なる→原則、戸籍の筆頭者
■名の読み方が異なる→本人(15歳未満の方は、親権者などの法定代理人が手続きをしてください。)

Q2 近所の家には通知書が届いたと聞きましたが、我が家には届きません。いつ頃届きますか？

A2 城里町が本籍地の場合は7月上旬頃までに届くと思われませんが、本籍地が他の市区町村の場合、発送時期が異なります。発送時期については本籍地の市区町村にご確認ください。

Q3 通知書に記載されていない者がいます。通知書が誤っているのでしょうか？

A3 通知書は戸籍ごとに作成され、原則として筆頭者宛てに郵送されますが、戸籍内で別住所の方の名は記載されず、それぞれの住所地に郵送されます。また、戸籍内で同じ住所の方が5名以上の場合は2通以上に分かれて郵送されます。

詳しくは法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>) をご覧ください。

【問合せ】 法務省コールセンター ☎ 0570-05-0310
町民課 戸籍住民 G ☎ 029-288-3111(内線 114～116)



開設期間 令和7年4月23日(水)～10月22日(水) 令和7年度クーリングシェルター開設(指定暑熱避難施設)

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、暑さを避けて休憩を取れる施設として「クーリングシェルター」を開設します。

熱中症特別警戒アラートは、環境省から熱中症による重大な健康被害が発生するおそれがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるもので、都道府県ごとに、前日の午後2時に発表されます。

茨城県内で発表された場合は、町の防災無線でお知らせします。

熱中症特別警戒アラートが発表されるなど、危険な暑さが見込まれるときは、冷房が効いた室内で過ごすことが基本となります。やむを得ず外出する際に危険な暑さに見舞われた場合は、十分な水分を補給するとともに、適宜、「クーリングシェルター」などを活用し、熱中症の予防に努めましょう。

《城里町のクーリングシェルター指定場所》

◎開設場所は、各施設の1階ロビーです

◎飲み物などはご自身でご用意ください



※このマークが目印です

施設名	開設曜日	開設時間
城里町役場(石塚 1428-25)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	各施設の 開設時間に 従ってください
コミュニティセンター城里(石塚 1428-1)	月・火・木・金・土・日(第4木曜日を除く)	
常北保健福祉センター(石塚 1428-1)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	
桂町民センター(阿波山 167)	毎日	
桂図書館(阿波山 173-2)	月・火・水・木・土・日(第2木曜日を除く)	
七会町民センター「アツマレ」(小勝 2268-3)	毎日	
石塚郵便局(石塚 2212-3)	月・火・水・木・金(祝日を除く)	
塩子郵便局(塩子 3421-1)		
阿波山郵便局(阿波山 1020-1)		
徳蔵郵便局(徳蔵 779-1)		
岩船郵便局(孫根 461-5)		

【問合せ】 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎ 029-240-6550(直通)

令和6年度 住民基本台帳閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年度閲覧状況 閲覧申請なし

【問合せ】 町民課
☎ 029-288-3111(内線114～116)

常北公民館ラウンジ展開催のお知らせ

常北公民館において次のとおりラウンジ展を開催します。どうぞお越しください。

内 容 「城里光画クラブ写真作品展」
期 間 6月10日(火)～6月19日(木)
※休館日6月16日(月)を除く
開館時間 午前9時～午後10時
(最終日は午後3時まで)

【問合せ】 常北公民館 ☎ 029-288-5575

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。 取り組んでみよう！今日からできる『食育』

「食育」とは、生涯にわたり健全な食生活を実践するための『食べる力』を育むことです。こどもはもちろん、大人にとっても重要です。健康的な食のあり方を考えるとともに、だれかと一緒に食事や料理をしたり、季節や地域の料理を味わったりするなど食育の「実践の環(わ)」を広げましょう。



いばらきの食育スローガン ～合い言葉は「おいしいな」～

「お」はよう、ごはんを食べましょう
「い」いただきます、ごちそうさまをいしましょう
「し」っかり野菜を食べましょう
「い」ばらきの食べ物を味わいましょう
「な」かよくみんなで食事を楽しみましょう

めざせ健康長寿日本一！

茨城県では「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」に基づき、県民の健康づくりを推進しています。以下のチェック項目を参考に、できることから始めましょう。

《健康長寿チェック表》 時間、日にちを決めて自分でチェックしましょう

- ☐ 主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのよい食事を摂りましたか
- ☐ 350 g以上の野菜を食べましたか(18歳以上の方)
- ☐ 食塩使用の調味料を使いすぎていませんか
- ☐ 体重を測りましたか
- ☐ 1回30分、週2回以上の運動をしましたか
- ☐ 飲酒しない日(休肝日)を設けましたか
- ☐ アルコール摂取量は適切でしたか



出典：茨城県健康長寿チェック表より一部抜粋

【問合せ】 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎ 029-240-6550(直通)

里親制度説明会のお知らせ



あたたかい家庭の中で生活することは子どもの成長にとっても良い影響を与えます

子どもにとっての「特別」になってくれる里親さんがもっともっと増えることを願い里親制度を広めています

期日 8月24日(日)

時間 午後2時～4時(午後1時40分受付開始)

場所 ワークプラザ勝田(ひたちなか市東石川1279)

内容 里親制度・マッチング・里親体験談

定員 50名(申し込み締め切り8月20日まで)

料金 無料

申込方法 電話・メール・二次元コード



▲お申し込みはこちら

【問合せ】

茨城県里親リクルート事業事務局

里親リクルーター 新山

☎029-291-3770

✉ satoriku@doujinkai.or.jp

児童手当の現況届提出について

【現況届について】

現況届とは、毎年6月1日の状態を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

令和4年度以降は原則不要になりましたが、以下の条件にあてはまる方は引き続き現況届の提出が必要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の通知があった方

※該当する方へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

【申請先・問合せ】

健康福祉課 ☎029-288-3111(内線134)

第19回
しろさとマルシェを開催します

城里町の木「スダジイ」をメイン舞台とし、「食べる」「買う」「楽しむ」をキーワードに、賑わいと利便性・自然の潤いと心地よさを味わい、コミュニティーの場として提供する「しろさとマルシェ」を開催します。皆さまぜひこの機会にご参加ください。

期日 6月15日(日)

時間 午前10時～午後2時 雨天中止 無料駐車場有り

場所 城里町スダジイ広場(城里町石塚1428-25)

主催 しろさとマルシェ実行委員会(城里町商工会青年部)

後援 城里町商工会 城里町

【問合せ】 城里町商工会 ☎029-291-8894

✉ info@shirosato.biz



<訂正とお詫び>

令和7年4月発行の「広報しろさと」において、以下の内容に誤りがございました。お詫びして、訂正いたします。

6ページに掲載された『令和7年度 各種健康診査のご案内』の内容について

【誤】

「年齢基準は原則令和7年3月31日です。」→

【正】

「年齢基準は原則令和8年3月31日です。」

魅力あふれる特産品をお待ちしています 城里町ブランド推奨品を募集

城里町ブランド推奨事業とは、町内の優良な特産品を「城里町ブランド推奨品」として認定し、幅広く情報発信することで、地域産業の活性化や地域イメージ(魅力)向上を図ることを目的としています。

推奨品として認定されると、認定証が交付され、ホロルのマークが入った「城里町ブランド推奨品」のロゴマークを使用できるようになり、町内外で開催される物産展やイベントにおいて、城里町の特産品として紹介します。

申請資格 次のいずれにも該当していること

- ①城里町内に住所を有しており、生産、製造又は販売する個人、法人及び団体とする
- ②町内で生産されている、またはそれを原材料として使用していること
- ③関係する法令を遵守していること

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

※申請書は、町ホームページ(観光・歴史)からダウンロードいただくか、まちづくり戦略課窓口にて直接お受け取りください。

申請期限 7月14日(月)

審査日 8月予定

審査方法 認定基準に従い、審査員が審査します。

【申請先・問合せ】

城里町ブランド創出協議会事務局(まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線224)

楽しく子育てしよう ペアレント・トレーニング講座を実施します

お子さんとの関わり方でお困りのことはありませんか？子育てがより楽しく、楽になるヒントが得られるかもしれません。



対象者 3歳～10歳のお子さんがある保護者の方
日時 6月28日(土) 午前10時～11時30分
場所 常北保健福祉センター 1階 健診室
定員 30人
 (定員に達した時点で受付は終了いたします)

参加費 無料

申込先 城里町こども家庭センター(担当:宮田)

電話:029-240-6550

申込みフォーム(下記の二次元コードから)

1. 参加される方の氏名(フリガナ)
2. 連絡が取れる電話番号をご記入ください。



◀お申込みはこちら



町長コラム

新型コロナウイルス予防ワクチン接種の 副反応による死亡事例について

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

新型コロナウイルス予防のワクチン接種が最も多く行われた令和3年度には、城里町でも延べ43,533回のワクチン接種注射が行われました。発熱やだるさなどの副反応でつらい思いをされた方も多いかと思えます。

これまでに、ワクチン接種の副反応により全国で1,006名もの死亡が国により認定されています。当町でも、ワクチン接種の翌日に突然死による死亡が確認された高齢者について、ワクチン接種の副反応であることが国により認定され、全額国の負担により死亡一時金・葬祭料などが支払われることになりました。(令和7年6月議会に補正予算を提出)

心よりお悔やみ申し上げます。

新型コロナウイルスは、現在では弱毒化しています。今年からは国の補助もなくなったため、昨年まで5,000円で接種できた新型コロナウイルス予防ワクチン接種の自己負担額は、1万3,300円程度になる見

込みです。新型コロナウイルス予防ワクチンの接種については、国が積極的に勧めない方針へ転換したことを感じているところです。町民の皆様においても、ワクチン接種については慎重にご判断くださいますようお願い致します。

